す る。

次

目

○県営土地改良事業の工事の完了 ○県営土地改良事業計画の縦覧

○都市計画事業の事業計画変更の認可

告

告 示

○土地改良区の管理規程の認可 ○土地改良区の管理規程の廃止の認可

公

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

県

○平成二十二年度自衛官候補生の募集

城

告

示

○宮城県告示第七百六十九号

地改良事業 (ため池等整備事業) 計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営砂子沢地区土

立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴 日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

えを提起することができる。

平成二十二年七月二十七日

宮城県知事 井 嘉 浩

行 城 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

宮

ページ

(農村振興課) 同

平成二十二年七月二十七日

(下水道 課

( 北部地方振興事務所)

同

(東部地方振興事務所)

(市 町 村 課 Ξ

○宮城県告示第七百七十一号 日根生

の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年七月二十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

施行者の名称 塩竈市

都市計画事業の種類及び名称

仙塩広域都市計画下水道事業

塩竈市流域関連公共下水道

Ξ 事業施行期間

兀 事業地

変更なし

1 収用の部分

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成二十二年七月二十七日から平成二十二年八月二十三日まで

Ξ 縦覧場所

○宮城県告示第七百七十号 大崎市役所、大崎市鹿島台総合支所

五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。 県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 根牛          | 地区名     |
|-------------|---------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 事業の名称   |
| 平成二十二年四月十五日 | 工事完了年月日 |

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 都市計画事業の事業計画

(2)

(左岸)

内において事業地を変更する。 城県告示第四百七号及び平成十二年宮城県告示第四百五十八号の事業地のうち、塩竈市芦畔町地 千九十六号、平成二年宮城県告示第五百二十号、平成六年宮城県告示第千二百一号、平成八年宮 宮城県告示第千四十五号、昭和六十一年宮城県告示第二百九十七号、昭和六十二年宮城県告示第 昭和四十八年宮城県告示第三百三十七号、昭和五十年宮城県告示第五百二十号、

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第七百七十二号

良区が管理する三十軒堰の管理規程を次のとおり平成二十二年七月八日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、涌谷町土地改

三十軒堰管理規程〔概要〕

平成二十二年七月二十七日

報

宮城県北部地方振興事務所

所 툱 髙 橋 幸 夫

就任した者

宮城県東部地方振興事務所

所 長 佐 々 木 昭 男

3 堰地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

かんがい期間は毎年四月二十六日から九月五日までとする。

2

ルを越えて堰上げしてはならない

1

堰地点における常時取水位は、標高EL九・○○五メートルとし、標高EL九・三五五メート

取水、放流及びゲートの操作に関する事項 涌谷町土地改良区三十軒堰管理責任者

四月二十六日から五月十日まで毎秒〇・八八二立方メートル

五月十一日から九月五日まで毎秒〇・六七八立方メートル

九月六日から翌年四月二十五日まで毎秒〇・三六五立方メートル

(右岸)

四月二十六日から五月十日まで毎秒〇・五五九立方メートル

五月十一日から九月五日まで毎秒○・三五五立方メートル

九月六日から翌年四月二十五日まで毎秒○・Ⅰ六六立方メートル

その他管理規程に記載されている事項

点検及び整備に関する事項

洪水警戒体制における措置に関する事項

昭和五十六年

2

その他施設の管理に関し必要な事項

3

○宮城県告示第七百七十三号

地改良区が管理する三丁目頭首工の管理規程の廃止を平成二十二年七月八日認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、江合川沿岸土

平成二十二年七月二十七日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 髙 橋 幸 夫

○宮城県告示第七百七十四号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 迫川沿岸土地改良

区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった

平成二十二年七月二十七日

| 事 | 理   | 登米市米山町中津山字柳渕二十四番地              | 夫     | 秀 | 藤 | 佐 | 平成二十二年七月一日 |
|---|-----|--------------------------------|-------|---|---|---|------------|
| 事 | 理   | 番地二登米市米山町中津山字六軒屋敷六十三           | 市     | 忠 | 村 | 木 | 平成二十二年七月一日 |
| 事 | 理   | 登米市南方町大西二十一番地                  | 悟<br> | 信 |   | 星 | 平成二十二年七月一日 |
| 事 | 理   | 地登米市米山町西野字上小路前百十三番             |       | 養 | 藤 | 佐 | 平成二十二年七月一日 |
| 事 | 理   | 四番地四番山字西千貫二百六十                 | 一     |   | 崎 | 石 | 平成二十二年七月一日 |
| 事 | 理   | 登米市南方町後屋敷待井九十二番地               | 顕     | 則 | 田 | 村 | 平成二十二年七月一日 |
| 事 | 理   | 登米市南方町堂地四十三番地                  | 作     | 幸 | 邊 | 渡 | 平成二十二年七月一日 |
| 事 | 理   | 四番地型出字筒場埣二百五十登米市米山町中津山字筒場埣二百五十 | 彦     | 敏 | 葉 | 千 | 平成二十二年七月一日 |
| 事 | 理   | 登米市迫町北方字峯百三十番地一                | 通     | 智 | 野 | 上 | 平成二十二年七月一日 |
| 名 | 役職名 | 住                              | 名     | _ | 氏 |   | 就任年月日      |

|                   | 1                 | 2年 7                                     |               | 1               | 曜日             | 77               | 宮             | 切              |                 | 県           | <u>公</u><br>二 | 報                 | 77             | 77               | 77              |                 |                  | 2177            |                   |
|-------------------|-------------------|--|---------------|-----------------|----------------|------------------|---------------|----------------|-----------------|-------------|---------------|-------------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|
| 平成二十二年六月三十日       | 平成二十二年六月三十日       | 平成二十二年六月三十日                              | 平成二十二年六月三十日   | 平成二十二年六月三十日     | 平成二十二年六月三十日    | 平成二十二年六月三十日      | 平成二十二年六月三十日   | 平成二十二年六月三十日    | 平成二十二年六月三十日     | 退任年月日       | 退任した者         | 平成二十二年七月一日        | 平成二十二年七月一日     | 平成二十二年七月一日       | 平成二十二年七月一日      | 平成二十二年七月一日      | 平成二十二年七月一日       | 平成二十二年七月一日      | 平成二十二年七月一日        |
| 星                 | 佐                 | 木  | 星             | 佐               | 石              | 村                | 渡             | 千              | 上               |             |               | λ                 | 中津川            | 千                | 門               | Ξ               | 遠                | 行               | 星                 |
|                   | 藤                 | 村  |               | 藤               | 崎              | 田                | 邊             | 葉              | 野               | 氏           |               | 江                 | jij            | 葉                | 間               | 浦               | 藤                | 澤               |                   |
| 忠                 | 秀                 | 忠  | 信             | 養               |                | 則                | 幸             | 敏              | 智               | <i>F</i> 7  |               |                   | 史              | 清                | 富士雄             | 市               | 憲                | 貢               | 忠                 |
| 嘉                 | 夫                 | 市  | 悟             | _               | _              | 顕                | 作             | 彦              | 通               | 名           |               | 博                 | 郎              | 幸                | 雄               | 男               | _                | _               | 嘉                 |
| 登米市迫町新田字西坂戸四十一番地五 | 登米市米山町中津山字柳渕二十四番地 | 番地二番地二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | 登米市南方町大西二十一番地 | 地光山町西野字上小路前百十三番 | 四番地四番地字西千貫二百六十 | 登米市南方町後屋敷待井九十二番地 | 登米市南方町堂地四十三番地 | 四番地四番地字筒場埣二百五十 | 登米市迫町北方字峯百三十番地一 | 住           |               | 登米市迫町佐沼字大網二百七十七番地 | 登米市南方町山成百八十三番地 | 登米市米山町西野字平坪二十八番地 | 登米市豊里町上谷地五十九番地二 | 登米市迫町北方字小田八十六番地 | 登米市南方町中須崎百六十二番地一 | 登米市米山町西野字中町七十番地 | 登米市迫町新田字西坂戸四十一番地五 |
| 理                 | 理                 | 理  | 理             | 理               | 理              | 理                | 理             | 理              | 理               | 役<br>職<br>名 |               | 監                 | 監              | 監                | 理               | 理               | 理                | 理               | 理                 |
| 事                 | 事                 | 事  | 事             | 事               | 事              | 事                | 事             | 事              | 事               | 名           |               | 事                 | 事              | 事                | 事               | 事               | 事                | 事               | 事                 |

|   | 事 | 監 | 登米市迫町佐沼字大網二百七十七番地 | 博 |   | 江   | λ | 平成二十二年六月三十日 |
|---|---|---|-------------------|---|---|-----|---|-------------|
|   | 事 | 監 | 登米市南方町山成百八十三番地    | 郎 | 史 | 中津川 |   | 平成二十二年六月三十日 |
|   | 事 | 監 | 登米市米山町西野字平坪二十八番地  | 幸 | 清 | 葉   | 千 | 平成二十二年六月三十日 |
|   | 事 | 理 | 登米市南方町苔野谷地十三番地    | 輝 | 正 | 代   | 田 | 平成二十二年六月三十日 |
|   | 事 | 理 | 番地                | 耕 | 永 | 岡   | 畑 | 平成二十二年六月三十日 |
|   | 事 | 理 | 登米市米山町西野字中町七十番地   | _ | 貢 | 澤   | 行 | 平成二十二年六月三十日 |
| _ |   | 1 |                   |   |   |     | 1 |             |

### 告

公

間 の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期 ○自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条 試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成二十二年七月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

# 自衛官候補生 (男子及び女子)

募集種目

- 二 募集期間
- 女子 平成二十二年八月一日 (日)から同年九月十日 (金)まで 男子 平成二十二年八月一日 (日)から同年九月三日 (金)まで

2

試験期日

1

(金)のうちいずれか一日。ただし、同月十三日 (月)及び同月十四日 (火)は、高等学校の生

徒を除く。

1

男子 平成二十二年九月十三日 (月)、同月十四日 (火)、同月十六日 (木) 又は同月十七日

女子 平成二十二年九月二十八日 (火)

#### 兀 試験種目

筆記試験 (国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

## 試験場の位置及び名称

五

多賀城市丸山二丁目一番一号 陸上自衛隊多賀城駐屯地